

長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり公布する。

平成二十四年 月 日

長久手市教育委員会委員長

案

別紙

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則（平成四年長久手町教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「会議室等」を削る。

様式第一号及び様式第二号中

会議室	AVルーム	ギャラリースペース	
AVルーム		ギャラリースペース	

を

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則新旧対照表

新	旧				
<p>(施設の利用)</p> <p>第十三条 略</p> <p>一～三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(会議室等施設の利用)</p> <p>第十三条 略</p> <p>一～三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>				
<p>様式第 1 号(第 13 条関係)</p> <p>長久手市中央図書館施設使用許可申請書</p> <p>長久手市中央図書館長 殿</p> <p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>団体名</p> <p>TEL</p> <p>メールアドレス</p> <p>次のとおり中央図書館施設を使用したいので申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1284 1137 1340 1975"> <tr> <td>使用</td> <td>利用人数</td> </tr> </table>	使用	利用人数	<p>様式第 1 号(第 13 条関係)</p> <p>長久手市中央図書館施設使用許可申請書</p> <p>長久手市中央図書館長 殿</p> <p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>団体名</p> <p>TEL</p> <p>メールアドレス</p> <p>次のとおり中央図書館施設を使用したいので申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1284 217 1340 1059"> <tr> <td>使用</td> <td>利用人数</td> </tr> </table>	使用	利用人数
使用	利用人数				
使用	利用人数				

目的	ギヤラリースペース		人
施設名	AVルーム		
使用品等	机 台 イス 脚)	マイク 本	その他
使用日時	年 月 日	午前・午後 午前・午後	分 分 分 分
使用料金	年 月 日	年 月 日	分 分
	受付番号	備考	
円			

※太線の枠内は記入しないでください。

目的	ギヤラリースペース		人
施設名	会議室	AVルーム	
使用品等	机 台 イス 脚)	マイク 本	その他
使用日時	年 月 日	午前・午後 午前・午後	分 分 分 分
使用料金	年 月 日	年 月 日	分 分
	受付番号	備考	
円			

※太線の枠内は記入しないでください。

様式第2号(第13条関係)

<表>

長久手市中央図書館施設使用許可書

住所 氏名 団体名 TEL メールアドレス

様

年 月 日

長久手市中央図書館長

様式第2号(第13条関係)

<表>

長久手市中央図書館施設使用許可書

住所 氏名 団体名 TEL メールアドレス

様

年 月 日

長久手市中央図書館長

申請のあった中央図書館施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的	利用人数		人
施設名	会議室	AVルーム	ギヤラリースペース
使備等	机()	イス	脚マイク本その他
使用日時	年	月	日
使用料	年	月	日
使用料金	円	使用料の還付金融機関名	還付の理由
受付番号	円	口座番号	普通
		備考	普通

※この許可書は、使用前に必ず係員に提示してください。

※問い合わせ先 中央図書館 TEL. 63-8006

<裏>

長久手市中央図書館 施設遵守事項

申請のあった中央図書館施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的	利用人数		人
施設名	AVルーム	ギヤラリースペース	
使備等	机()	イス	脚マイク本その他
使用日時	年	月	日
使用料	年	月	日
使用料金	円	使用料の還付金融機関名	還付の理由
受付番号	円	口座番号	普通
		備考	普通

※この許可書は、使用前に必ず係員に提示してください。

※問い合わせ先 中央図書館 TEL. 63-8006

<裏>

長久手市中央図書館 施設遵守事項

次に掲げる事項に反した場合は、使用を中止していただくことがありますから、必ず守ってください。

- 1 許可書は携帯し、係員の指示があるときは提示すること。
- 2 喫煙及び火気の使用をしないこと。
- 3 所定の場所以外は出入りしないこと。
- 4 酒気を帯びないこと、又は施設の秩序を乱さないこと。
- 5 物品の販売をしないこと。
- 6 許可を受けしないで、壁、柱等に貼紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

と。
7 持込器具等は係員の確認を受けること。又記載以外の器具の持込は、係員の許可を受けること。

- 8 設備器具等を使用する場合は、係員の指示に従うこと。又使用後は、清掃し原状に復すること。
- 9 使用時間は守ること。(時間内には清掃時間を含む。)
- 10 道具類は、丁寧に使用し、使用後は元の位置に戻すこと。
- 11 その他関係条例、規則及び係員の指示に従うこと。
- 12 利用者は利用の権利を他に譲渡したり転貸しないこと。

持込禁止事項

爆発物、火気、油類、酒類、その他、他人の迷惑となる物品又は動物の類。

次に掲げる事項に反した場合は、使用を中止していただくことがありますから、必ず守ってください。

- 1 許可書は携帯し、係員の指示があるときは提示すること。
- 2 喫煙及び火気の使用をしないこと。
- 3 所定の場所以外は出入りしないこと。
- 4 酒気を帯びないこと、又は施設の秩序を乱さないこと。
- 5 物品の販売をしないこと。
- 6 許可を受けしないで、壁、柱等に貼紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

と。
7 持込器具等は係員の確認を受けること。又記載以外の器具の持込は、係員の許可を受けること。

- 8 設備器具等を使用する場合は、係員の指示に従うこと。又使用後は、清掃し原状に復すること。
- 9 使用時間は守ること。(時間内には清掃時間を含む。)
- 10 道具類は、丁寧に使用し、使用後は元の位置に戻すこと。
- 11 その他関係条例、規則及び係員の指示に従うこと。
- 12 利用者は利用の権利を他に譲渡したり転貸しないこと。

持込禁止事項

爆発物、火気、油類、酒類、その他、他人の迷惑となる物品又は動物の類。